いただく税金です。 町に、その資産価値に応じて納めて を所有する人が、その資産のある市 の土地・家屋・償却資産(これらを 固定資産税は、 て「固定資産」といいます) 毎 年 1 月 1日現在

況の変化、また、 評価替えでは、土地の価格や利用状はその評価替えの年にあたります。 いった資産価値の変動に応じて見直 直すことになっており、 しを行います。 土地と家屋は3年ごとに評価を見 家屋の経過年数と 平成27年度

状

況 0

変

化 など

0)

確認を行

で利用 えは、 る どのような用途 か、 して、 航 空写真。 土地 され 土地 てい 0) 利 が

価額は、 ます。 途に、個々の土地の形状などを反映 士による鑑定評価額などの7割を目 算定を行います。このうち宅地の評 目 そして、 「別に定められた方法で評 地価公示価格や不動産鑑定 宅地 田・ 畑 山 「林など、 価額 0

地 0) を調査替 します。 ことから地域ごとに次のように評 線価方式による評価の方が望ましい的な形態を形成している地域には路

路線価方式で評価する地域 標準宅地比準方式で評価する地域 近江 米原地域の市街化区域、 地域の市街化区域

近江地域の市街化調整区域 米原地域の市街化調整区域 東地域、 伊吹地域、

# 宅地等の評価方法

近年の宅地開発による住宅地等の増 の2つの方法が定められています。 評価法」と「その他の宅地評価法! 市では、 や幹線道路の整備に伴い、 宅地の評価方法には 今回の評価替えに併せて、 「市街地宅地 市街地

物価水準で新築した場合に必要とな 出します。 屋の価値の減少分をかけ合わせて算 る建築費を求め、 具体的には、 対象の家屋を現在 年数経過による家 ます。 すべての家一 えでは、 評価額を 反映して、 や経過年 家 屋 0) 物価変 見 評 直屋の 市内 数を 価

# 標準宅地比準方式

ある程度、似通った地 域 (状況類似地域) に区割りし、 その中で標 準的とされる宅地の価格

を、その 地域の評 価額とし て算出す る方法。

# 路線価方式

主に、住宅の密集した地域(市街地)に適用 する方法。道路ごとに価格 (路線価) を付け、 道路に面している土地の面積に路線価を乗じて 評価額を算出します。

※路線価とは、宅地の評価額の基準となる価格で、 道路に面する標準的な宅地の1平方メートル当た りの価格のことです。宅地の評価額は、この路線 価を基にしてそれぞれの宅地の状況(奥行、間口、 形状など) に応じて求めます。

他の物件と比較して適正であること所有している土地や家屋の評価額が、 を確認できる制度です。 固 定資産税の縦覧は、 みなさんが

# 縦覧できる内容

(所在、 家屋価格等縦覧帳簿 土地価格等縦覧帳簿 在、 家屋番号、 地番、 地目、 種類、 地 積 構造

価格

床面積、

価格

納税者 地・家屋を所有する固定資産税 平成27年1月1日現在、 市 内に土

なるほど!

時間内(8時30分~17時15分

4月1日(水)~6月1日

(月)の

執 務 縦覧期間

縦覧場所

縦覧に必要なもの 税務課・各庁舎自治振興課

納税者の本人確認ができるもの

固定資産税ゼミナール

縦覧にかかる手数料は無料

受けた人は委任状が必要

代理人または納税者から委任を

運転免許証や納税通知書など

お問い合わせ

市民部

税務課(近江庁舎)

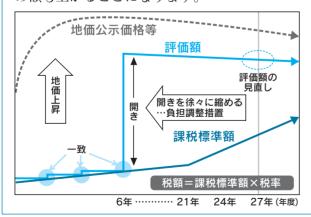
M52-8730 ☎52-1556

# こんなときには固定資産税が上がることがあります

### ●負担調整措置による増

平成6年度の評価替えから、評価の均衡化・ 適正化を図るため、全国一律で宅地の評価水 準を地価公示価格等の7割を目途に行うことに なりました。これにより、平成3年度と比較し て、評価額が3~4倍程度も上昇したことから、 納税者の急激な税負担増を避けるために、毎 年少しずつ課税標準額を引き上げる方法をと ることになりました。これを「負担調整措置」 といいます。

市でも、ほとんどの土地でこの負担調整措 置を講じています。このため、課税標準額が 評価額よりも低い土地については、評価額が 下がっても課税標準額が上昇するため、税金 の額も上がることになります。



### ●住宅用家屋の新築軽減の適用期間が終了した場合

住宅用家屋は新築から3年間(長期優良住宅 の場合は5年間)、税の減額措置が適用されて います。この期間を過ぎると本来の税額に戻 るため、支払額は高くなります。

### ▶土地の利用状況が変わった場合

登記上の地目は農地 (田・畑) のままでも、 資材置き場や駐車場などに使用している場合 は、宅地並み雑種地等とみなされることがあ るため税額が上がります。

### ■家屋を取り壊して更地にした場合

固定資産税では、実際に人が居住する住宅 の敷地の税負担は軽減されていて、住宅用地 には下記の特例が適用されています。

このため、家屋を取り壊すと更地で課税され、 本来の土地の税額に戻るため税額が上がります。

なお、以前から更地で利用状況が全く変わ っていない場合でも、住宅用地に対する課税 標準の特例が適用されている土地については、 今回の評価替えで見直しを行っているため、 税額が上がることがあります。

### 住宅用地に対する課税標準の特例

区分	固定資産税	都市計画税
小規模 住宅用地 (200㎡まで)	評価額の 6分の1の額	評価額の 3分の1の額
200㎡を超え る住宅用地(*注)	評価額の 3分の1の額	評価額の 3分の2の額
住宅の建っていない土地	特例なし	特例なし

\*注 住宅の床面積の10倍まで